| 四　都市計画費 | 都市計画区域における都市計画区 | 算式 |
|---|---|---|
| | | $\frac{\sum_{n=13}^{28}(B_n \times C_n) + D \times 0.45 + E \times \alpha + F \times 0.75 + G \times 0.45 + \sum_{n=27}^{28}(H_n \times I_n) + J \times 0.45 + K + L + M \times 0.3 + N \times 0.6 + \sum_{n=14}^{22}(O_n \times P_n) + Q + R + S + T + \sum_{n=9}^{28}(U_n \times V_n) + \sum_{n=12}^{28}(W_n \times X_n) + \sum_{n=12}^{22}(Y_n \times Z_n) + \sum_{n=12}^{22}(AA_n \times AB_n)}{988円 \times A}$<br>算式の符号<br>A　測定単位の数値<br>$B_n$　地下高速鉄道の建設に係る事業費（ただし、E に係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（平成 23 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 22 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額<br>$C_{13}$ ＝ 0.0318<br>$C_{14}$ ＝ 0.0212<br>$C_{15}$ ＝ 0.0239<br>$C_{16}$ ＝ 0.0243<br>$C_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0230<br>イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0279<br>$C_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221<br>イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0279<br>$C_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0239<br>イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係る |

| 四　都市計画費 | 都市計画区域における都市計画区 | 算式 |
|---|---|---|
| | | $\frac{\sum_{n=13}^{27}(B_n \times C_n) + D \times 0.45 + E \times \alpha + F \times 0.75 + G \times 0.45 + H_n \times I_n + J \times 0.45 + K + L + M \times 0.3 + N \times 0.6 + \sum_{n=14}^{22}(O_n \times P_n) + Q + R + S + T + \sum_{n=8}^{27}(U_n \times V_n) + \sum_{n=12}^{27}(W_n \times X_n) + \sum_{n=12}^{22}(Y_n \times Z_n) + \sum_{n=12}^{22}(AA_n \times AB_n)}{957円 \times A}$<br>算式の符号<br>A　測定単位の数値<br>$B_n$　地下高速鉄道の建設に係る事業費（ただし、E に係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（平成 23 年度から平成 27 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 22 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額<br>$C_{13}$ ＝ 0.0318<br>$C_{14}$ ＝ 0.0212<br>$C_{15}$ ＝ 0.0239<br>$C_{16}$ ＝ 0.0243<br>$C_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0230<br>イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0279<br>$C_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0239<br>イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0293<br>$C_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0239<br>イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係る |